

令和 7 年 第 4 回 宇 治 田 原 町 議 会 定 例 会

目 次

○第 3 日（令和 7 年12月17日）

議 事 日 程（第 3 号）	65
日程第 1 議案第55号	宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて……68
日程第 2 議案第57号	城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について……68
日程第 3 議案第53号	宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて……69
日程第 4 議案第54号	宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……69
日程第 5 議案第56号	財産の取得について……69
日程第 6 議案第58号	令和 7 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 3 号）……72
日程第 7 議案第59号	令和 7 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）……72
日程第 8 議案第60号	令和 7 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……72
日程第 9 議案第61号	令和 7 年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第 1 号） 72
日程第10 議案第62号	令和 7 年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第 1 号）……72
日程第11 議案第63号	宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……72
日程第12 議案第64号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……72
日程第13 議案第65号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……72
日程第14 議案第66号	宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

	する条例の一部を改正する条例を制定するについて……	72
日程第15	議員派遣について……	79
日程第16	閉会中の継続調査の申し出について……	79

令和7年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和7年12月17日

午 前 10 時 開 議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第1 | 議案第55号 | 宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第2 | 議案第57号 | 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について |
| 日程第3 | 議案第53号 | 宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて |
| 日程第4 | 議案第54号 | 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第5 | 議案第56号 | 財産の取得について |
| 日程第6 | 議案第58号 | 令和7年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 議案第59号 | 令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第60号 | 令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第61号 | 令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第63号 | 宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第12 | 議案第64号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第13 | 議案第65号 | 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第14 | 議案第66号 | 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第15 | 議員派遣について | |

日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	原田周一	議員
副議長	1番	谷口茂弘	議員
	2番	光島善正	議員
	3番	堀口宏隆	議員
	5番	山本精	議員
	6番	今西利行	議員
	7番	浅田賢茂	議員
	8番	上野雅央	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	藤本英樹	議員
	11番	田中大典	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	勝谷聡一君
教育長	南亮司君
総務政策監	奥谷明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君
健康福祉理事	立原信子君
建設事業理事	垣内清文君
教育次長兼 学校教育課長	矢野里志君
企画財政課長	中地智之君
税住民課長	奥西正浩君
福祉課長	太田智子君
健康対策課長	岡崎一男君

子 育 て 支 援 課 長	廣 島 照 美 君
建 設 環 境 課 長	中 村 浩 二 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	植 村 和 仁 君
産 業 観 光 課 長	谷 出 智 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 崎 貴 子 君
社 会 教 育 課 長	田 村 徹 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
専 門 官	長 谷 川 み ど り 君

開 会 午前10時00分

○議長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第55号及び議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（原田周一） 会議規則第37条により、日程第1及び日程第2、議案第55号及び議案第57号の2議案を一括議題といたします。

2議案につきましては、12月3日の会議で、総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、光島善正委員長。

○総務建設常任委員会委員長（光島善正） 皆さん、改めておはようございます。

それでは総務建設常任委員会に付託されました2議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、乙訓環境衛生組合からの、し尿及び浄化槽汚泥を受け入れるということではあるが、受け入れることで、城南衛生管理組合の三市三町にはどのようなメリットがあるのかとの質疑があり、城南衛生管理組合が受け入れを行った、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、乙訓環境衛生組合からの委託料として、城南衛生管理組合への収入になるため、この収入に本町の搬入割合を乗じた額が、本町が支払う分担金から差し引かれるということになるといったメリットが生じるとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（原田周一） ただいま報告のありました2議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第1、議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第53号及び議案第54号並びに議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（原田周一） 会議規則第37条により、日程第3から日程第5まで、議案第53号及び議案第54号並びに議案第56号の3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、12月3日の会議で、文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、山内実貴子委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（山内実貴子） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました3議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、一時保育事業と子ども誰でも通園制度との制度の違いは何かとの質疑があり、一時保育事業は、保護者の立場からの必要性に対応するものである一方、子ども誰でも通園制度は、保護者のために預かるというのではなく、家庭にいてだけでは得ることができない様々な経験を通じて子どもが成長していけるように子どもの育ちを応援すること、また、保護者の孤立感、不安感の解消につなげることを目的にしており、目的が明確に異なるとの答弁があったところです。

また、利用可能時間が子ども一人あたり月10時間までとされているが、あまりにも時間が短いのではないかと質疑があり、国のほうで、保育士人材の確保が課題となっている現状等を踏まえ、対象となる全ての子どもが等しく利用できる制度とするため、月10時間を上限とする方向となっている。

今後も国の動向をしっかりと把握し、適切に対応していきたいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、マイナンバーカードがあれば、医療機関で受給者証を示さなくても自立支援医療の現物給付が受けられるとのことであるが、受給者証さえあれば、マイナンバーカードがなくても自立支援医療の現物給付を受けることはできないのかとの質疑があり、自立支援医療の現物給付を受けるには、紙でできた受給者証とマイナンバーカードの二つの提示が医療機関の窓口で必要になるが、オンライン資格確認ができるようになれば、紙の受給者証を提示する必要がなくなるとの答弁があったところです。

次に、議案第56号、財産の取得については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（原田周一） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○5番（山本 精） ただいま議題となっております、議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場からの討論を行います。

今回の改正は、医療費助成（地方単独医療費助成）のオンライン資格確認（マイナンバーカードによる府外医療機関等での現物給付化）を進めるため、障がい者福祉サービス等利用支援医療費の支給に関する事務について、独自利用事務に追加するものです。

マイナンバーカードについては、この間も指摘してきたところですが、様々なトラブルが起きています。マイナンバー制度そのもののシステム自体にプライバシー侵害や、漏洩の懸念があり、制度の危うさは明らかです。

マイナンバー制度を見直すべきであるとの立場から、本議案に対しては反対といたします。

○議長（原田周一） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） これで討論を終わります。

これより議案第54号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号、財産の取得についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第58号～議案第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（原田周一） 会議規則第37条により、日程第6から日程第14まで、議案第58号から議案第66号までの9議案を一括議題といたします。

9議案につきましては、12月8日の会議で、予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、谷口茂弘委員長。

○予算特別委員会委員長（谷口茂弘） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました9議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、物価高対応子育て応援手当支給事業費について、令和7年10月1日以降から令和8年3月31日までに生まれる新生児を含むとされているが、まだ生まれていない新生児への支給の手続はどのように考えているのかとの質疑があり、出生届を提出された際に児童手当の手続もされると想定されるため、それと同時に本手当の申請も併せて行っていただけるように対応していきたいと考えているとの答弁があったところです。

水道事業会計負担金（物価高騰対応水道料金減免事業）について、町内には、いろいろな年齢層の方がおられる中、広く給付するといった観点から、水道料金の基本料金の減免は大変望ましいことであると考えるが、制度の周知の方法については、どのように考えているのかとの質疑があり、これまで水道料金の基本料金の減免を行った際には、広報紙やホームページへの掲載、新たにチラシを作成し、広報紙への折込、さらには検針票のコメント欄に減免を行っている旨を記載していたが、これに加えて新たな周知媒体の追加を検討しているとの答弁があったところです。

次に、議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

こちらについても、特に質疑はなかったところです。

次に、議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、通勤手当について国の基準に基づく改定であることは理解できるが、今年にガソリンの暫定税率が廃止されガソリン価格の値下がり期待される中、通勤手当の引き上げは矛盾するのではないかと質疑があり、これまでからも、本町では、人事院勧告の準拠を基本としており、今回についても、民間の支給状況等を踏まえた人事院勧告に基づく、一般職の国家公務員の給与改定に準じた改正を行おうとするものであることをご理解いただきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、物価高騰が続く中、賃金が上がらず、多くの住民は経済的に苦しい状況に追い込まれている。さらに、本町の財政状況も非常に厳しい状況が続く中、今回の期末手当の引き上げは見送るべきではないかと質疑があり、基本的には、人事院勧告に基づくもので、一般職は一般職の国家公務員、特別職は特別職の国家公務員に準拠した改定をこれまでからも行っており、今回の改定についても同様であるため、ご理解いただきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第66号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（原田周一） ただいま報告のありました9議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○6番（今西利行） ただいま議題となっております、議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正において、国の交付金を活用し、子育て世帯から要望の強い学校給食費3学期分の無償化、多くの住民の負担軽減となる水道基本料金の減免などに取り組まれることについては評価をするところでございますが、特別職及び町議会議員の期末手当の引き上げについては見送るべきであったとの立場から、本予算について反対とします。

○議長（原田周一） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） これで討論を終わります。

これより議案第58号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行

います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○6番（今西利行） ただいま議題となっております、議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

日本銀行が本年10月に発表した生活意識調査によると、現在の暮らし向きについて、ゆとりが出てきたは4.5%、どちらとも言えないは38.6%、ゆとりがなくなってきたは56.1%、約6割となっております。

実質賃金は10か月連続マイナスとなり、物価高に賃上げが追いついていない状況が続いております。

そのような中、特別職の期末手当引き上げについては、住民の理解が得られるとは思えず、見送るべきであったと思います。よって、本議案には反対といたします。

○議長（原田周一） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） これで討論を終わります。

これより議案第64号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○6番（今西利行）　ただいま議題となっております、議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

先ほどの討論で申し上げたとおり、住民の暮らしが深刻な中において、町議会議員の期末手当を引き上げることについては、反対であります。

以上、反対討論といたします。

○議長（原田周一）　ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一）　これで討論を終わります。

これより議案第65号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第66号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（原田周一） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（原田周一） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

本件は各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了いたしました。本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よって、これをもって令和7年第4回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時46分

○議長（原田周一） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。
勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 令和7年第4回宇治田原町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月3日に開会されました、令和7年第4回定例会が、本日をもって閉会となります

が、議員各位におかれましては、令和7年度一般会計補正予算案をはじめ、上程をさせていただきます14議案につきまして、原案どおり可決をいただき誠にありがとうございました。

また、各常任委員会及び特別委員会で、大変お世話になりました正副委員長様には厚くお礼を申し上げます。

ご可決いただきました事業につきまして、引き続き適正な執行に努めてまいりますとともに、一般質問並びに各委員会の審査において賜りましたご意見、ご要望などにつきましては、十分検討する中で、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

さて、去る12月3日に新名神高速道路の宇治田原トンネル下り線の貫通式が執り行われました。

新名神高速道路が国内の高速道路ネットワークへつながり、広域的な交流が可能となることで、活力ある地域づくり、まちづくりに寄与するなど、鉄軌道のない本町にとりましても、かつてない無限の可能性への期待が大きく膨らみ、夢と希望を与えるものと確信をしております。

また、12月25日には「都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議」の一斉啓発活動が行われます。

この宇治田原山手線は本町の大きな課題でございます、国道307号の日常的な渋滞の解消に寄与するとともに、新名神高速道路へのアクセスが最大の魅力でございます。

本町住民にとっての悲願の道路であり、本町の最重要施策でございますので、今後とも変わらぬご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先日、清水寺で今年の世相を表す漢字として、「熊」が選ばれたと発表されました。熊による人身被害者数や死亡者がともに過去最多となったほか、全国各地でのイベントの中止や学校の休校が相次ぎ、また、農作物の被害が深刻化し、地域住民の生活や経済活動に影響を及ぼしたことが選出の要因とされています。

来年は、皆様が心安らかに日々を送れる、穏やかな、そして明るい一年になりますよう切に願うところでございます。

現在、令和8年度の当初予算編成を行っているところではございますが、第7次行政改革大綱に基づく行財政改革を推進するとともに、「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」に基づき、本町の目指す将来像「もっと ずっと 宇治田原 やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち」の実現に向けまして、取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の引き続きのご理解とご協力を賜りますよう

うよろしく願いを申し上げます。

いよいよ年の瀬、これからますます寒さが厳しくなっていますが、議員各位におかれましては、時節柄どうかご自愛をいただきまして、ますますご活躍をされますようご期待を申し上げますとともに、ご家族おそろいで、輝かしい新年をお迎えをくださいますよう、心からお祈りを申し上げまして、12月議会定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（原田周一） 本日は、大変ご苦勞さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 原 田 周 一

署 名 議 員 光 島 善 正

署 名 議 員 藤 本 英 樹